

岐阜県公報

第二千六百三十八号
平成二十七年四月十日

(金曜日)

目次

告示

- 解除予定保安林とする旨の通知 (治山課) 二四二
- 保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二四二
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (砂防課) 二四三
- 土砂災害特別警戒区域の指定の一部解除 (同) 二四四

公示

- 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件 (商業・金融課) 二四四
- 公共測量の終了 (用地課) 二四五
- 関都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二四六

告示

岐阜県告示第二百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

- (一) 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八(国有林。次の図に示す部分に限る。)、
一三の一四(国有林)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由
指定理由の消滅
- (一) 解除予定保安林の所在場所
大野郡白川村大字福島字谷日面一三の八(国有林。次の図に示す部分に限る。)、
一三の一五(国有林)
- (二) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (三) 解除の理由
道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び白川村役場に備え置い

て縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

飛騨市河合町大谷字深谷一〇五の四

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小川字小沢七八三の四六、七八三の四八、七八三の九四から七八三の九六まで、七八三の一〇九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下呂市小川字笹平七六四の三八、七六四の七七から七六四の八〇まで

二 保安林として指定された目的

三 水源の涵養
変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長石谷	郡上市大和町島	土石流	次の図に示すとおりとする。

(次の図に示すとおりとする。)

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第四十五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝ヶ洞谷根後川	郡上市白鳥町石徹白	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百五号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
大洞谷	郡上市美並町大原	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十年岐阜県告示第二百十三号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
南小学校	郡上市大和町河辺 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。
郡上特別支援学校	郡上市大和町栗巣 （次の図に示すとおりとする。）	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百五十三号）のうち次の区域の一部について指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小瀬子3	郡上市八幡町瀬取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小瀬子5	郡上市八幡町瀬取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小瀬子6	郡上市八幡町瀬取	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称
株式会社フードセンター 富田屋
- 二 建物の名称及び所在地
トミタヤ三田洞店
岐阜市粟野東五丁目三番地
- 三 届出の理由
店舗面積の合計が千平方メートル以下となったため。

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業期間

平成二十六年九月二十四日から
同 二十七年三月三十日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県地方務局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

岐阜県地方務局

二 作業種類

公共測量（不動産登記法第十四条第一項地図作成）

三 作業期間

平成二十六年十二月一日から
同 二十七年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市琴塚一丁目、三丁目及び四丁目

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十六年五月二十六日から
同 二十七年三月二十日まで

四 作業地域

本県市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により下呂市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関
下呂市
- 二 作業種類
公共測量（デジタル空中写真撮影、写真地図作成）
- 三 作業期間
平成二十六年九月一日から
同 二十七年三月六日まで
- 四 作業地域
下呂市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により御嵩町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 作業機関
御嵩町
- 二 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 三 作業期間
平成二十七年二月二十三日から
同 年三月二十五日まで
- 四 作業地域
可児郡御嵩町御嵩地区

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
関都市計画用途地域
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
関都市計画防火地域
- 二 縦覧場所
岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

関都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

関都市計画道路

三・四・十七号 西本郷一ツ山線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び関市建設部都市計画課

平成二十七年四月十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社